

## 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要

### (1)基本方針

当社の常勤取締役(監査等委員である取締役を除く、以下同じ。)の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動賞与および業績連動型株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役と監査等委員である取締役および非常勤取締役は、その職務に鑑み基本報酬のみ支払うことを原則とする。

### (2)基本報酬の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬(現金)とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

### (3)業績連動報酬ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標(KPI)を反映した現金報酬とし、通算12か月の連結営業利益率の達成度合いに応じて算出した額を賞与として、毎年一定の時期に支給する。基準となる業績指標とその値は、適宜環境の変化に応じて指名報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

非金銭報酬等は、業績連動型株式報酬とし、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(以下「本信託」という)が当社株式を取得し、当社が業務執行取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式(1P=1株)を、本信託を通じて各役員に対して交付する。

なお、業務執行取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則としてそれぞれの退任時とする。ポイントの付与は、対象事業年度の連結営業利益率が20%以上の時に、「基本報酬と業績連動報酬」合算値の10%をベース額として、本信託が当社株式を取得した時の株価で割ったものを付与する。

### (4)金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額に対する割合の方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、指名報酬委員会において検討を行う。取締役会(委任を受けた代表取締役社長)は指名報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合を基本として役員の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は下表のとおりとする。(連結営業利益率:20%の時)。

	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
代表取締役	43%	48%	9%
以外の取締役	45%	46%	9%

(注)業績連動報酬等は「賞与」であり、非金銭報酬等は「業績連動型株式報酬」である。

#### (5)個人別報酬等の内容についての方針

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役(監査等委員である取締役を除く)および執行役員の基本報酬の額および当社の業績を踏まえた賞与の額とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、独立社外取締役が過半数とする任意の指名報酬委員会に諮問し、監査等委員会の同意を得て、独立性・客観性を確保した上で、取締役会に答申し審議の上、代表取締役社長に当該答申内容に則った額設定を一任する方針とする。

また、監査等委員である取締役の報酬等は、指名報酬委員会が監査等委員である取締役の報酬等に関する助言を監査等委員会に行い、独立性・中立性の観点から監査等委員である取締役の協議により決定する。

#### (6)任意の指名報酬委員会に関する方針

当社では、取締役会の機能独立性・客観性を高めるため、取締役会の任意の諮問機関として「指名報酬委員会」を設置し、取締役報酬規則等の改定についての検討や、報酬額の検討確認などを行い、その結果を取締役に答申する。このため、国内の大手企業が参加する役員報酬調査に毎年参加し、当社同等規模(時価総額・売上高・営業利益率)の企業群の報酬水準をベンチマークとすることで役員報酬の妥当性を指名報酬委員会で検討確認する。